



# 高額介護合算療養費制度のお知らせ

「高額介護合算療養費制度」は、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担額を軽減する制度です。



## 所得区分による自己負担限度額

世帯員の年齢や所得によって、下表のように細かく設定されています。支給額の計算は医療保険制度ごとに行うので、同一世帯に同じ医療保険の被保険者が複数いる場合は、合算して計算します。

加入保険など 所得区分	後期高齢者医療保険 + 介護保険	国民健康保険または被用者保険 (会社などの保険)+介護保険 (70~74歳の方がいる世帯)
①現役並み所得 (自己負担割合3割の方)		67万円
②一般		56万円
③低所得Ⅱ(※2)		31万円
④低所得Ⅰ(※1)		19万円

(※1)住民税非課税世帯で世帯全員の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯員のみの方

(※2)住民税非課税世帯で低所得Ⅰ以外の方

(※3)国保は基礎控除後の総所得金額など、社保は標準報酬月額

加入保険など 所得区分(※3)	国民健康保険または被用者保険 (会社などの保険)+介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
区分ア 国保:901万円超 社保:83万円以上	212万円
区分イ 国保:600万円超~901万円以下 社保:53万円~79万円	141万円
区分ウ 国保:210万円超~600万円以下 社保:28万円~50万円	67万円
区分エ 国保:210万円以下 社保:26万円以下	60万円
区分オ (低所得者) ※被保険者が市町村民税の非課税者など	34万円

### 《注意点》

- ・食事代、差額ベッド代、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担分など保険適用外の支払い額は含まれません。
- ・自己負担限度額は、高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額を差し引いた金額です。
- ・自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。
- ・介護サービスを受けていない場合は、この制度は該当しません。
- ・医療保険分(加入している医療保険)と介護保険分に分けて支給されます。



## 申請手続き

①. 平成29年7月31日時点で、塩竈市の国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入していた方  
「お知らせ」を2月末から4月ころにかけて順次送付しますので、申請書を提出してください。

②. ①以外の保険に加入していた方

長寿社会課で介護保険の自己負担限度額証明書の交付を受けた後、該当期間に加入していた医療保険者に申請してください。

※平成28年8月~平成29年7月の間に住所を変更された方やほかの医療保険に移られた方、死亡された方がいる世帯には、お知らせできない場合があります。

年間の自己負担合計額が限度額を超えると思われる方は、現在ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

国民健康保険について

問 保険年金課給付年金係(本庁舎1階) ☎355-6503

後期高齢者医療保険について

問 保険年金課医療係(本庁舎1階) ☎355-6519

介護保険について

問 長寿社会課介護保険係(壱番館庁舎1階) ☎364-1204